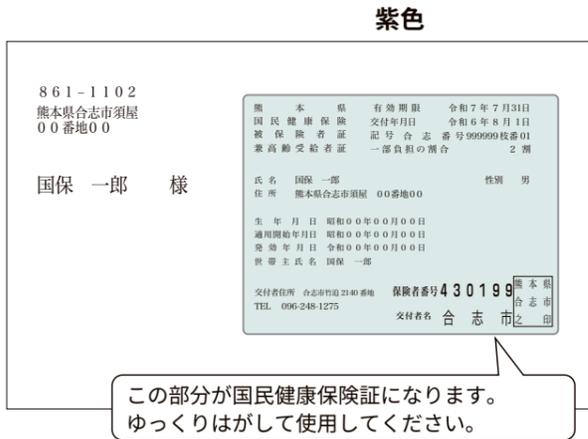


国民健康保険被保険者証(保険証)を送付します

●問い合わせ先 健康ほけん課 保険年金班 ☎096(248)1275

新しい保険証は紫色です

現在お持ちの青色の保険証の有効期限は7月31日です。紫色の新しい保険証を、世帯主宛てに7月中旬頃に簡易書留郵便で送付します。保険証が届いたら、記載された住所・氏名・生年月日などを必ず確認してください。



今回発送する保険証の有効期限は令和7年7月31日ですが、期限までに70歳になる人は誕生日(1日生まれ)の人は誕生日の前月末日)まで、75歳になる人は75歳の誕生日の前日が有効期限となります。

限度額認定証などの更新をお忘れなく

限度額認定証などの交付を受けている人は、医療機関の窓口で保険証と認定証を提示することで、本人の負担する一部負担金が限度額までの支払いとなります。この認定証は、7月31日が有効期限です。

現在、認定証を持っている人には、更新のお知らせを保険証に同封します。8月以降も認定証が必要な場合は、手続きをお願いします。なお、更新のお手続きは8月1日以降に受け付けます。ご注意ください。

マイナ保険証を利用すると限度額認定証などは不要です。マイナ保険証を利用しましょう。

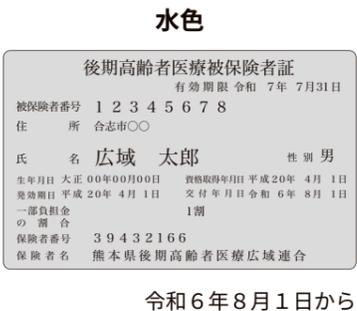
75歳以上の皆さんへ

後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します

●問い合わせ先 健康ほけん課 保険年金班 ☎096(248)1275

新しい保険証は水色です

現在お持ちの黄色色の保険証の有効期限は7月31日です。水色の新しい保険証を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。8月1日からは新しい保険証を使ってください。



対象者は自己負担額が軽減されます

①限度額適用・標準負担額減額認定証 世帯全員が住民税非課税(負担区分が低所得(またはII)の人を対象に限度額適用・標準負担額減額認定証を交付しています。この認定証を医療機関の窓口で提示すると、支払う医療費や

入院時の食事が所得などに応じて限度額までとなります。

②限度額適用認定証

3割負担の人で、住民税課税所得145万~690万円(現役並み所得者IIとI)の人を対象に、限度額適用認定証を交付しています。この認定証を医療機関の窓口で提示すると支払う医療費が所得などに応じて限度額までとなります。

▼申請方法

認定証を持っていない人で交付対象になる人は、健康ほけん課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所まで申請してください。申請するときは保険証とマイナンバーがわかるものが必要です。

▼更新手続き

現在黄色またはピンク色の認定証を持っている人で、8月1日以降も交付対象になる人には、新しい認定証を保険証発送時に同封して送ります。更新手続きは必要ありません。

7月から令和6年度分の免除・納付猶予申請ができます

国民年金保険料の免除制度を紹介します

●問い合わせ先 健康ほけん課 保険年金班 ☎096(248)1275 熊本市西年金事務所 ☎096(353)0142

①保険料免除制度(全額・一部)

保険料を納めることが困難なときに利用できる制度です。保険料納付の全額または一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者、世帯主です。

②納付猶予制度

本人が20歳~49歳であるときに利用できる制度です。保険料の全額について納付が猶予されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者です。

③学生納付特例制度

本人が学生の場合に利用できる制度です。保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例の審査対象者は、本人のみです。

①~③とも、審査対象者の前年所得が一定額以下の場合に、申請により適用が受けられます。離職者、震災・風水害などの被災者の人は所得に関係なく該当する場合があります。

また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。保険料を未納のままにすると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず、保険料を納付するか、納付することが困難な場合には免除の申請をしましょう。

▼手続きに必要なもの

- 年金手帳など基礎年金番号がわかるもの、またはマイナンバーが確認できる書類
- 離職している場合
- 離職していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)
- 学生の場合
- 学生証(コピー可)または在学証明書(原本)

▼オンライン申請

マイナポータルからオンライン申請ができます。詳しくは二次元コードをご確認ください。



▲マイナポータル

令和6年度からの

後期高齢者医療保険料額をお知らせします

●問い合わせ先 健康ほけん課 保険年金班 ☎096(248)1275

7月中旬に保険料額決定通知書を送付しますのでご確認ください。

保険料の納め方

- 特別徴収 年金からの天引きによる納付(年6回の年金支給月)
- 普通徴収 納付書払いや口座振替による納付(7月~翌年2月・毎月)

保険料の算定方法(年額)

均等割額 58,000円 + 所得割額 (総所得金額等-基礎控除額※1) × 10.98%※2 = 保険料額 (限度額80万円)※3

- ※1 合計所得金額が2400万円以下の人 は43万円
- ※2 令和5年の総所得額等から基礎控除額を差し引き、58万円までの人は10・80%となります
- ※3 令和6年3月31日までに75歳になった被保険者および令和7年3月31日までに障害認定により被保険者になった人は73万円になります

軽減割合	世帯主および世帯※4の被保険者全員の軽減判定所得※5の合計額
7割軽減	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数※6-1)以下
5割軽減	43万円+29万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数※6-1)以下
2割軽減	43万円+54万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数※6-1)以下

※4 軽減判定は、当該年度の4月1日(新たに制度の対象となった人は資格取得時)時点の世帯状況により行ないます

※5 均等割額軽減判定所得は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については、高齢者特別控除(15万円)を控除した額で判定します

※6 「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です